

第5章 様々なパテントプールの事例研究

本資料は、経済産業省委託事業である
「国内人材育成等基盤体制強化事業
(標準化に関する教育体制整備)」の成果
である。

2011年4月
岩井 玲子 (千葉大学)

学習のねらい……第5章 様々なパテントプールの事例研究

本章では、MPEGやDVD技術、第3世代移動体通信(3G)などの分野のパテントプールの事例を通して、その特徴や、今後の課題などを学習する。

目 次 ……第5章 様々なパテントプールの事例研究

- 1 はじめに
- 2 技術標準に基づくパテントプールの成功事例
 - 2.1 MPEG-2の事例
 - 2.2 DVDの事例
 - 2.3 デジタルテレビ放送の事例
 - 2.4 第3世代移動体通信(3G)の事例
- 3 独占禁止法違反の事例
 - 3.1 CDディスクの事例
 - 3.2 メトクロプラミド製剤の事例
 - 3.3 ばちんこ機の事例

演習問題(A・B)

参考資料

1 はじめに

1 はじめに …… 紹介事例の概要

- **パテントプールが設立されている技術分野**
 - ・ 主に, エレクトロニクス, ソフトウェア産業
 - ・ (例) IEEE1394(無線通信)
DVB-T(テレビ放送)
AVC/H.264(ビデオコーディング)
MPEG-4(ビデオコーディング)
MPEG2 AAC(オーディオ・デコーダ) など
- **特許の分裂・分散が指摘される医薬・バイオ分野でも, プールが非常に注目されている。しかし, その形成は現時点では見られない。その理由としては,**
 - ① 技術規格の標準が存在しない。
 - ② 開発期間が長く, 製品が完成していない。
 - ③ 競争政策当局が求める必須性を証明することが容易ではない。

様々なパテントプールの事例研究

5

◆ 解 説

パテントプールは, 実際にはそれほど多くの事例があるわけではない。主に, エレクトロニクス, ソフトウェア産業に見られる程度である。具体的には, IEEE1394(無線通信), DVB-T(テレビ放送), AVC/H.264(ビデオコーディング), MPEG-4(ビデオコーディング), MPEG2 AACなどである。

また, 特許の分裂・分散が指摘される医薬・バイオ分野でもプールが非常に注目されているが, その形成は現時点では見られない。その理由としては,

- ① 技術規格の標準が存在しない。
- ② 開発期間が長く, 製品が完成していない。
- ③ 競争政策当局が求める必須性を証明することが容易ではない。

などが指摘されている。

◆ 参考資料

- 1) 関西学院大学産業研究所, パテントプールと競争政策 - 実態の展望と課題 -, 2008年3月。

1 はじめに ……「特許の藪」^{やぶ}の定義

- 「特許の藪」^{やぶ}とは、「企業が新技術を現実に商品化するために切り拓かなければならない、重なり合う知的財産権の密集した網」と定義される。
- 「特許の藪」が存在し、特許調整問題が成立するためには、次のようないくつかの条件が考えられる。
 - ① 特許・技術が重なり合う、あるいは相互に関連しているために、革新が継起的、累積的、補完的である。
 - ② 一つの製品あるいは技術規格に多数の特許が存在する。
 - ③ 多数の特許が多く異なる権者によって保有されている。
 - ④ 特許権者と取引できる特許を保有しない潜在的なライセンシーが存在する。など。

様々なパテントプールの事例研究 6

◆ 解 説

今日では、技術の高度化・複雑化に伴って、要素技術が多数の企業によって所有されることとなっている。すなわち、ある技術を実用化する場合、それに不可欠な関連技術が増大し、そして言うまでもなく特許権者も多く、また多様化している。製造業者のみならず研究開発専門業者も存在し、そして、時にはそうした状況を巧みに利用する「パテント・trol」(patent troll)と称される者さえ見られることもある。その結果、「特許の藪」(以下、「藪」と記す)が成立する可能性がある。

「藪」は、「企業が新技術を現実に商品化するために切り拓かなければならない、重なり合う知的財産権の密集した網」と定義される。それが存在し特許調整問題が成立するためには、スライドに示す通りいくつかの条件が考えられる。すなわち、① 特許・技術が重なり合う、あるいは相互に関連しているために、革新が継起的、累積的、補完的である、② 一つの製品あるいは技術規格に多数の特許が存在する、③ 多数の特許が多く異なる権者によって保有されている、④ 特許権者と取引できる特許を保有しない潜在的なライセンシーが存在する、などである。

「藪」が存在すると、例えば、以前の技術成果を基に技術が累積的に進歩する場合、あるいは多数の「ブロッキング特許」が存在する場合、強い特許権の行使は新技術の実用化、すなわち革新を阻害する可能性が大きい。具体的には、① 各特許権者が例え合理的なロイヤリティを科しても、合計すれば非合理的な負担となる高い率になる「特許の積み上げ」(patent stacking)問題、② 例え他の特許権者が合理的なロイヤリティを設定しても、ある1人の強い特許権者が高いライセンス料を要求するならば、同意が成立しない「ホールドアウト(hold-out)」問題、③ ライセンスの交渉プロセスに多くの時間・費用を要する取引費用問題、などが発生し、新技術の商品化や新たな技術開発が進行せず、その結果、最終的には革新(累積的革新)が阻害される。

◆ 参考資料

- 1) 関西学院大学産業研究所、パテントプールと競争政策－実態の展望と課題－、2008年3月。

2 標準技術に基づく パテントプールの成功事例

2.1 MPEG-2の事例 ①

■ 米MPEG LA, LLC, MPEG-2必須特許の一括ライセンス業務を開始

● 1997年7月

米MPEG LA, LLC (MPEG Licensing Administrator, Limited Liability Company)社は、米司法省の承認を受けて、動画圧縮技術「MPEG-2」の必須特許を一括ライセンスする業務を開始した。

コロンビア大学, 富士通, ゼネラル・インスツルメント, ルーセント,
松下電器産業, 三菱電機, フィリップス, サイエントフィック・アトランタ,
ソニーが形成

● 同社の設立は、MPEG標準化グループの中で合意に達していたもので、MPEG-2関連製品の製造販売で必要不可欠な複数の特許を一括ライセンスする目的を持つ。出資者でもある1大学9社の特許権者から30以上の特許ライセンスを受け、これらを一括して希望する企業らにサブライセンスしていく。このライセンスパッケージでMPEG-2の必須関連特許の70%がカバーされている。

● 2002年11月

MPEG-4のライセンス提供開始

様々なパテントプールの事例研究 8

◆ 解 説

MPEGとは画像・音声情報の圧縮ハードとプログラムである。コンピュータと電子通信技術の発展で、企業間の技術が輻輳(ふくそう)して、相互の権利が独立しては行使できなくなってきた。そのためMPEGの場合、複数の企業が協力して特許権無視の技術開発が行われた。その後、この技術を実施化し、かつ特許料を徴収するために、国際特許プール機関を設立しようという作業が起きてきた。関連する企業が会議を開いて、それぞれの持っている特許をプールに提供すること、この技術がソフトに組み込まれるものであるのもので、ソフト関連企業からの特許料徴収が重要であるとして、ライセンスを行うこと、などを定めることにした。国際的なプールは加盟各国の反トラスト法をクリアしなければならない。そのため、初めからその点を配慮した作業が展開された。したがって、このプールは反トラスト法規からみて違法性が少ない、と考えられる。

作業は次のステップで行われた。始めに CABLE LABS 社が音頭を取り SCIENTIFIC ATLANTA, GENREAL INSTRUMENTS, 3DO, PHILIPS, THOMSON, それに松下, ソニーがワーキンググループを作り、関連する特許を抽出した。その後、AT&Tやコロンビア大学、日本では三菱電機と富士通が加わった。これらの企業のうち、直接製品を作っていない企業である CABLE LABS の弁護士が特許を調査し、最初に1500件を抽出し、それを200～300件に絞り、最後に50～60件が必須の特許権とされた。抽出された特許は、

- ① 仕様上MPEG2ビデオのデコーダに不可欠な特許
- ② 仕様上MPEG2ビデオのビットストリームに不可欠な特許
- ③ 仕様には限定されないが上記を実現するため実際上不可欠となる特許

である。

プールを作成する会議は1993年9月のブリュッセル会議以降5回ほど開かれており、この後、日本での特許出願を公開公報から抽出する作業が始まっている。

◆ 参考資料

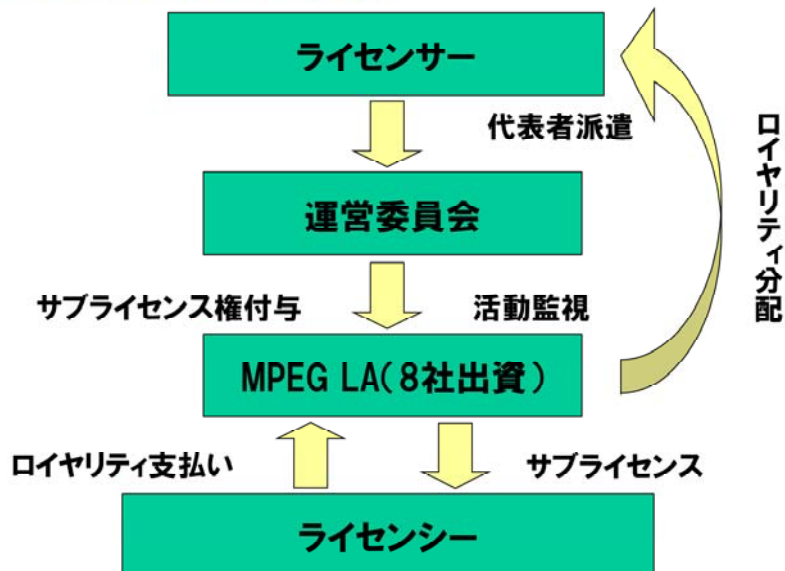
- 1) PC Watch, 1997年7月8日,

<http://www.watch.impress.co.jp/pc/docs/article/970708/mpegla.htm>

- 2) MPEG LA, LLCのWebサイト, <http://www.mpegla.com/main/default.aspx>

2.1 MPEG-2の事例 ②

■ MPEG-2パテントプールの機構



様々なパテントプールの事例研究

9

◆ 解 説

音声と画像の圧縮技術に関する規格MPEG (オーディオ規格, ビデオ規格, システム規格を含む)のうち, 後者を対象とするMPEG2プール(1997年設立)は, 従来の型とは異なる近代的なプールとして発足し, その後のモデルとして注目を受けてきた。

MPEG2 Videoは, 「デジタル時代の標準技術の先駆け」となったものである。画像圧縮技術では, 多くの関連する特許権者を含み「藪」の状況にあり, それらの特許を集積する必要があり, しかも集積したとしても, 特許問題処理を安易にRAND条件のライセンスに求めたために特許料の積み上げ・高騰問題が起これ, その結果, 技術の実施が困難となる可能性を含んでいた。すなわち, 標準化の利益には賛同が得られたが, 利害の対立で進行しない恐れがあった。

以上のような状況はプールによって克服された。そのプールは「技術ベースのパテントプール」(technology-based patent pools)とよばれ, ある1つの特定の技術についてライセンシーを束ねるものである。そのシステムは, 特許権者がライセンス会社にサブライセンス権付きライセンスを与え, その会社がライセンシーに一括サブライセンスするものである(「サブライセンス型」)。そのメカニズムは中立的な管理者(管理会社)を置くタイプであり, 具体的には特許権者8社の共同出資で設立されたMPEG Licensing Authority (MPEG LA)がそれに該当する。この組織が必須特許の公募を行い, その判定を行った。このプールは広く受け入れられ「成功した」と見られている。事実, ライセンサー数, プール特許件数, ライセンシー数はその発足以来大きく拡大している。このケースは, 共同ライセンスによって費用節約と標準技術の普及が実現された好例であり, したがって, 「最も規模が大きく, 成功例として後発のパテントプールのモデルとなった」

◆ 参考資料

- 1) 関西学院大学産業研究所, パテントプールと競争政策 - 実態の展望と課題 -, 2008年3月。

2.1 MPEG-2の事例 ③

■ MPEG-2パテントプールの成功要因

- 1) 「藪」によってデジタル技術が開花しないことに対する危機感が関係者の間で共有されたこと。
- 2) 必須特許の判定に大きな信頼が寄せられたこと。
- 3) 競争法のクリアランスが欧米日で得られたこと。
- 4) 特許権者が同時にMPEG LAの株主であり、大口のライセンシーであったこと。
 - ステークホルダーの「機会主義的な行動」を抑制するガバナンス構造として機能
 - 組織の経済学で言われる「コーポラティブ・ガバナンス&マネジメント」が円滑かつ有効に機能
- 5) 特許料の配分は特許件数をベースに実施されたこと。

様々なパテントプールの事例研究 10

◆ 解 説

この成功はいくつかの要因を含むが、次に示す5つの要因があったと考えられている。

- 1) 「藪」によってデジタル技術が開花しないことに対する危機感が関係者の間で共有された。この技術はとりわけ「放送、通信などの幅広い用途に対応」するものであるだけに、その危機感は大きかったと言われている。
- 2) 必須特許の判定に大きな信頼が寄せられた。特に、判定人の「神格化」さえ指摘されている。その意味で、判定人の判定には「中立、公正、良心」と「ぶれない判定基準」が求められる。この場合、プールのための「必須性テスト」が明確にされなければならない。
- 3) 競争法のクリアランスが欧米日で得られた。その判断は「補完的技術の統合・集積の重要性」を評価したものである。
- 4) 特許権者が同時にMPEG LAの株主であり、大口のライセンシーである。これは、ステークホルダーの「機会主義的な行動」を抑制するガバナンス構造として機能する。組織の経済学で言われる「コーポラティブ・ガバナンス&マネジメント」が円滑かつ有効に機能した。
- 5) 特許料の配分は特許件数をベースに行われた(per-patent basis)。

この方式は3GやDVDのように他のプールでも利用されている。しかし今後、プールの共同利益と、それから配分される個別的利益との調整問題が浮上するかもしれない。なぜなら、この方式は単純明快であるが、上で指摘したように経済的価値の違いを考慮しないものであるからである。それは、特許が所有者の間で一様に分布しているならば、受け入れられ易い方式であるが、評価の違いがある場合、それから発生する利害対立はプールの崩壊あるいは機能不全を導くかもしれない。

◆ 参考資料

- 1) 関西学院大学産業研究所、パテントプールと競争政策－実態の展望と課題－，2008年3月．

2.2 DVDの事例 ①

■ DVD6C, DVD3C パテントプール

- DVD6C : 東芝, 日立製作所, 松下電器産業, 三菱電機, タイムワナー, 日本ビクターの6社により設立
→ 現在は, サムソン電子, 三洋電機, シャープを含む9社から構成
- DVD3C : ソニー, フィリップス, パイオニアにより設立

様々なパテントプールの事例研究 11

◆ 解 説

DVDはDVDフォーラムで国際標準化された。このDVDに関して、1999年に設立されたパテントプールがDVD6Cである。DVD6Cはロイヤリティに関する基本的な情報を公開している。例えば、DVDビデオプレイヤーの場合、純販売額の4%か3ドル(いずれも一台あたり)のいずれか高いほうの金額を支払う。また、DVDビデオディスク1枚につき4.5セントの支払いが求められる。

このDVD6Cの管理する特許以外に、フィリップス、パイオニア、ソニーの所有する必須特許がある。この3社はDVD3Cというパテントプールを形成している。後発企業がDVD市場に参入しようとする、これら二つのパテントプールから許諾を受ける必要がある。一方、DVD6C参加企業とDVD3C参加企業は相互にライセンスして、市場参入を認め合っている。

◆ 参考資料

- 1) 関西学院大学産業研究所, パテントプールと競争政策 - 実態の展望と課題 -, 2008年3月.

2.2 DVDの事例 ②

■ DVD6Cのロイヤリティ

対 象	以前のロイヤリティ	新ロイヤリティ
DVD-Videoプレーヤー	販売価格の4%、もしくは1台あたり最低4ドル、ただし、8ドルを越えない	販売価格の4%、もしくは1台あたり最低3ドル、ただし、8ドルを越えない
DVD-Audioプレーヤー	販売価格の4%、もしくは1台あたり最低4ドル、ただし、8ドルを越えない	販売価格の4%、もしくは1台あたり最低3ドル、ただし、8ドルを越えない
DVD-ROMドライブ	販売価格の4%、もしくは1台あたり最低4ドル、ただし、8ドルを越えない	販売価格の4%、もしくは1台あたり最低3ドル、ただし、8ドルを越えない
DVDデコーダ	販売価格の4%、もしくは1台あたり最低1ドル	1台あたり0.50ドル
DVD Videoレコーダー	販売価格の4%、もしくは1台あたり最低6ドル	
DVD (Recordable Disc)ドライブ	販売価格の4%、もしくは1台あたり最低6ドル	
DVDエンコーダ	販売価格の4%、もしくは1台あたり最低1.5ドル	1台あたり0.75ドル
DVD-ROMディスク	1枚あたり5セント	1枚あたり4.5セント
DVD-Videoディスク	1枚あたり5セント	1枚あたり4.5セント
DVD-Audioディスク	1枚あたり5セント	1枚あたり4.5セント
DVD-Rディスク	販売価格の4%、もしくは1枚あたり7.5セント	販売価格の4%、もしくは1台あたり最低6.5セント
DVD-RWディスク	販売価格の4%、もしくは1枚あたり7.5セント	販売価格の4%、もしくは1台あたり最低6.5セント
DVD-RAMディスク	販売価格の4%、もしくは1枚あたり7.5セント	販売価格の4%、もしくは1台あたり最低6.5セント
Recordableディスクケース	販売価格の4%、もしくは1台あたり最低0.5セント	
+Rディスク		販売価格の4%もしくは、1枚あたり、0.045ドル
+RWディスク		販売価格の4%もしくは、1枚あたり、0.065ドル

【出所: DVD6C <http://www.dvd6cla.com/>】

◆ 解 説

DVD技術およびフォーマットの主要開発会社9社(日立製作所, 松下電器産業, 三菱電機, Samsung Electronics Co., Ltd., 三洋電機, シャープ, 東芝, 日本ビクター(JVC), Warner Bros. Home Entertainment Inc.)で構成するDVD6C ライセンスグループ(DVD6C)は, DVD関連製品における特許ライセンスプログラムのロイヤリティレートを2008年7月1日から引き下げた。改定されたのは, DVDデコーダとエンコーダのロイヤリティレートである。2008年7月1日以降に販売されたDVDデコーダおよびDVDエンコーダについて, レートが引き下げられた。

DVDデコーダについては, 「純販売価格の4%, もしくは1台あたり1米ドルのいずれか高い金額を適用する」から, 「1台あたり0.50ドル」へと引き下げられた。また, DVDエンコーダは, 「純販売価格の4%, もしくは1台あたり1.5ドルのいずれか高い金額」から, 「1台あたり0.75ドル」に引き下げられた。

◆ 参考資料

- 1) DVD6CのWebサイト <http://www.dvd6cla.com/>

2.3 デジタルテレビ放送の事例 ①

■ ARIBパテントプール

- デジタルテレビ放送における「藪」問題を解決するために、
2006年7月に電機メーカー5社がパテントプール事業を行う
アルダージ社(ULDAGE)を設立
 - デジタルテレビに関連する技術を全て網羅することを目標
 - 「ワンストップ・ライセンス」を目指す。

様々なパテントプールの事例研究 13

◆ 解 説

今日のデジタル製品(例えば、DVD、デジタル放送、3G携帯電話など)は、しばしば複数の技術標準群を横断的に含む構成(「技術標準の連鎖」となっている。そうした製品は、しばしば異なるプールによってカバーされた「多様な」要素技術を反映するものであり、したがって各要素技術のパテントプールをまとめる必要がある。例えば、ワンセグによってテレビを見ることができる携帯電話やカーナビはデジタル放送規格のARIB規格によるが、それは技術横断的なパテントプールの事例の1つである。また、その事実は、パテントプールが革新を促進することを示唆している。

このパテントプールは、MPEG2が「技術ベース」であるのに対して、「製品ベース」(「デバイス別パテントプール」ともよばれる)である。なぜなら、それは異なるプールによってカバーされた「多様な」要素技術を反映するものであり、したがって各要素技術のプールをまとめる必要があるからである。その意味で、「プールのプール」あるいは「大プール」とよばれるものである。これは、技術の結合・集積が不可欠なデジタル時代に求められるものであろう。これまでいくつもの技術別のプールが生まれたが、そのことが、ライセンスの処理が複雑となるという結果につながっている。

デジタルテレビ放送における「藪」問題を解決するために、2006年7月に電機メーカー5社がパテントプール事業を行うアルダージ社(ULDAGE)を設立した。それはデジタルテレビに関連する技術を全て網羅することを目標とし、そして「ワンストップ・ライセンス」を目指した、文字通り窓口会社である。また、それは、上で言及したように、「基盤技術は広く合理的な対価でライセンスし、アプリケーション技術は各社の競争力の源泉とする」という立場に基づいている。すなわち、それは「企業の競争力を強化するためのプール」である。その意味で、このプールは、競争を促進するものと、関係者間ではとらえられている。

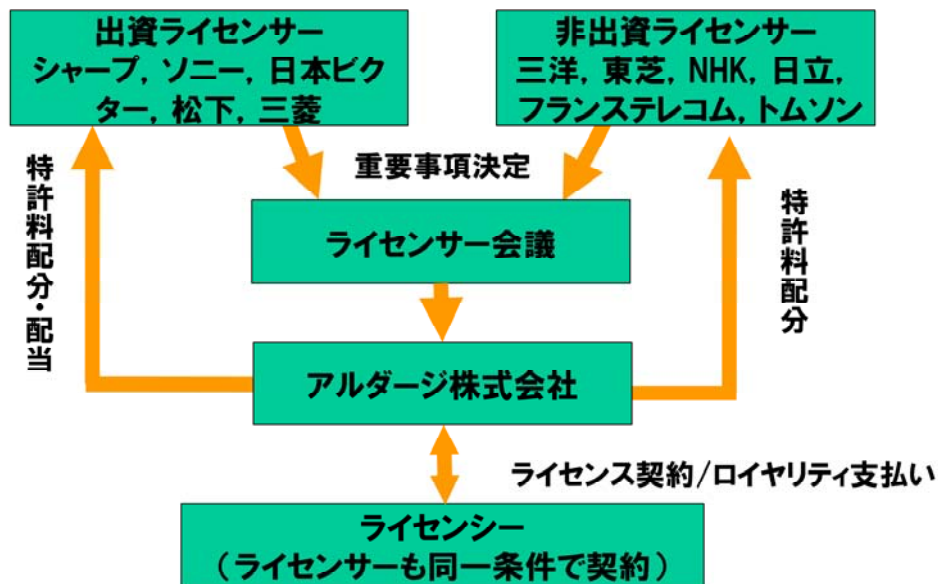
アルダージは、2006年8月にデジタル放送規格の必須特許を募集(「オープン・コール」)し、それに対し出資企業5社のみならず非出資者である特許権者6社も応じた。これらのライセンサー企業はライセンサー会議(11社)を構成し、ロイヤリティの決定・配分など、関連する重要事項を決定している。その決定を受けて、アルダージは、① 必須特許の調査・判定、② 特許使用許諾契約の交渉と締結、③ 特許料の徴収と配分、などの管理・運用業務を行っている。以上の構成は次ページのスライドに要約されている。

◆ 参考資料

- 1) 関西学院大学産業研究所、パテントプールと競争政策－実態の展望と課題－、2008年3月。

2.3 デジタルテレビ放送の事例 ②

■ アルダージのARIBパテントプールの構成



様々なパテントプールの事例研究 14

◆ 解説

アルダージは、必須特許の判定を、中立的な組織である「日本知的財産仲裁センター」(日本弁理士会と日本弁護士会の共同組織)に委託している。その際、判定の費用負担はアルダージではなく、ライセンサーが行っている。また、ライセンサーがライセンシーになるときは、特許権をもたないライセンシーと同じ条件で契約が行われる。ロイヤリティの特許権者への配分は、MPEGパテントプールと同様に、特許件数をベースに行われている。プールを、大きく、ライセンサー間のみのライセンスを行うタイプと、ライセンサーではない外部の企業にも許諾を与えるタイプに分類するならば、これは後者に該当する。すなわち、このプールには、特許権者であろうと実施者であろうと誰でも参加することができ、その意味で「オープン」である。したがって、実施対象の市場において競争制限の可能性がないように工夫されている。

すなわち、このプールでは、主に4つの点で競争に与える影響ないし競争政策との関連が意識されている。

- 1) ライセンスは基盤技術ないし非競争領域に限定され、差別化、独自の革新などが可能な競争領域が確保されている。
- 2) プールへの参加の自由が、ライセンサー、ライセンシーいずれにも保証されている。
- 3) 積み上げ問題を回避するために、ライセンス料が「全体として」合理的なレベルになり、技術の普及が進むように考慮されている。
- 4) それは技術の普及、革新、市場の創造・拡大を通して競争を促進することが認識されている。
しかし、パテントプールが企業間の共同行為の一つであるかぎり、競争制限の可能性を内包している。

なお、この規格は世界標準ではなく、日本以外の二つの規格(米国ATSC規格、欧州DVB規格。後者ではプールが形成されている)と競合している。その意味では、第3世代移動体通信規格と類似している。

◆ 参考資料

- 1) 関西学院大学産業研究所、パテントプールと競争政策－実態の展望と課題－、2008年3月。
- 2) アルダージ(株) <http://www.uldage.com/jp/indexj.html>

2.4 第3世代移動体通信(3G)の事例 ①

■ 第3世代移動体通信方式規格

- 移動体通信は、固定通信と比較して、地域のおかれた状況を強く反映する。
 - ・軍事用に電波が多く使用されているため周波数不足になっている地域、
 - ・固定通信よりも早く裕福な層に普及した発展途上国
 - ・人口密度が低く一つの基地局当たりのサービスエリアを大きくした方が経済的な地域
 - ・利用者端末の密度が高く周波数利用効率の向上が強く求められる地域 等それぞれに適した技術が導入されてきた。
- 機器の大量生産によるコスト低減・国際ローミングなどのサービスの向上・デジタル化によるマルチメディア化などの高度化を行うために、国際標準の確立を目指して努力が行われたが、2005年現在、同一の用途でいくつかの標準が並立している状況である。また、各国の周波数利用状況の差で割り当てられている周波数にも差がある。

様々なパテントプールの事例研究 15

◆ 解説

第3世代の移動体通信方式規格(3G)は、世界のどこでも単一の携帯電話で通話ができる共通システムを構築することを目的としている。しかし、異なる5つの規格(W-CDMA, TD-CDMA, cdma-2000, EDGE, DECT)が並立し、激しい競争を展開している。それは、例えばW-CDMA方式(Ericsson)とcdma-2000方式(Qualcomm)の訴訟に見られる。

こうした展開の中で、3Gの必須特許問題の解決の必要性が認識され、標準化の調整の気運が生まれた。その調整方式として最終的にはパテント・プラットフォームとよばれる方式が採用された(2001年設立)。それは一種のプールである(準プール)。そのメカニズムは、パテント・プラットフォームという開放型の管理会社、特許評価機構である国際特許評価委員会(IPEC)によって認定された必須特許の評価と管理の一元化・集中化を行い、他方ライセンサー(プラットフォームのインサイダーとアウトサイダーの両方を含む)は、プラットフォームではなく各ライセンサーと個別にライセンス契約を結ぶ。その意味では、関連企業の戦略の柔軟性・自由度が確保されており、また、関連する必須特許権者のほとんどをカバーすることが求められる狭義のプールとは異なって、複数の特許権者と少数の必須特許でも発足可能である。この柔軟性にこの形態の特徴の一つがある。

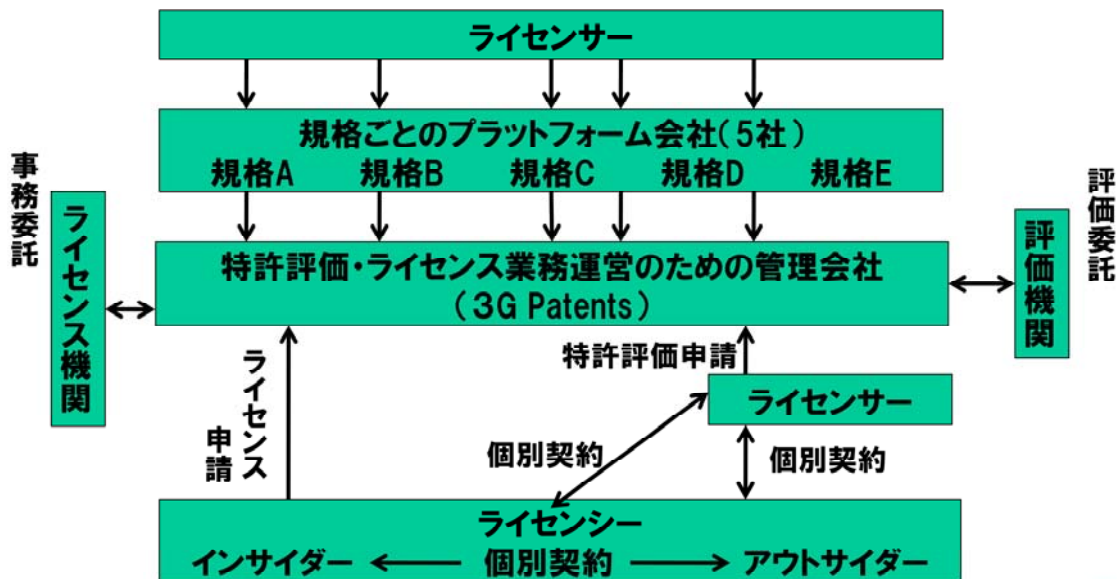
3Gは、当初は、一つのプラットフォームにまとめることを計画していたが、競合する5つの規格ごとに独立したプラットフォーム(ライセンス会社。それぞれライセンス管理者と理事会をもつ)を設立し、それぞれ当該規格のライセンス管理(ロイヤリティ決定も含めて)を行う一方、その5つのプラットフォームが共同管理会社(3G Patent Ltd)を設立し、そこに管理業務を委託している。そして後者が各プラットフォームに共通する業務(3Gプラットフォームの考え方の促進、特許評価など)を行っている。したがって、この全体の姿は、ある意味では「プラットフォームのプラットフォーム」と言えるかもしれない。以上の仕組みは次ページのスライドに示されている。

◆ 参考資料

- 1) 関西学院大学産業研究所、パテントプールと競争政策－実態の展望と課題－、2008年3月。

2.4 第3世代移動体通信(3G)の事例 ②

■ パテント・プラットフォームの仕組み



様々なパテントプールの事例研究

16

◆ 解説

規格ごとのプラットフォーム会社はプールと多くの点で類似しているが、ある特定の技術に関連する必須特許を単一のライセンスに集約することはせず、各特許は個別にライセンスされる点で、プールとは異なる。こうした仕組みは競争法との関連による。競争政策当局との事前相談の段階で、5つの規格にはそれぞれ固有の必須特許があることから、それらの全てに共通のライセンス条件を強制することは規格間の技術競争を阻害する恐れがあることが問題視された。その問題の指摘を受けて、規格ごとにプラットフォームを設立する方式が採用された。しかし、現時点ではW-CDMAのプラットフォーム(W-CDMA Patent Licensing Program)が形成されているだけである。しかも、この規格に関する必須特許を保有すると主張している73社のうち、ETRI、富士通、KPN、NEC、NTTドコモ、三菱電機、Siemensの7社のみがプールに参加し、他方Qualcomm、Nokia、Ericsson、Motorolaなど、世界の有力企業は参加していない。これらの未加入企業は高額なロイヤリティを要求し、その結果、この規格の普及が遅れていると言われる。この未加入は、特許権者の戦略を反映していると捉えられる。すなわち、未加入者は、アウトサイダーの利益がインサイダーの利益よりも大きいと判断している。例えば、アウトサイダーは、プール形成によってロイヤリティが低くなる結果、当該技術への需要が大きくなり、したがって自己の特許へのライセンス需要も大きくなることを利用し、プールには参加せず、そしてプールよりも高いロイヤリティを設定し、大きな特許収入を獲得する行動に出ることができる(フリーライダーの利益)。また、アウトサイダーは、競合する複数の規格に関連する技術・特許をもつ場合、ある本命の規格の標準化をはかるために、他方の規格のプラットフォームには参加せず、その標準化を阻止または遅らせることも、一つの戦略として考えることもできる(略奪的、排他的特許戦略)。3Gの場合、W-CDMAとcdma-2000の両規格の特許に関与するQualcommがこうした戦略を取りうる立場にある。こうした特許戦略の駆け引きによってプールの形成あるいは標準化が阻害されることもある。

◆ 参考資料

- 1) 関西学院大学産業研究所、パテントプールと競争政策－実態の展望と課題－、2008年3月。

2.4 第3世代移動体通信(3G)の事例 ③

■ FDD-CDMA方式の比較

略称	帯域幅 (MHz)	特徴	利用地域・事業者
cdmaOne (IS-95)	1.25	米国クアルコム 開発の2.5G	米国・韓国・香港 イスラエル・ベネズエラ 日本：au(KDDI／沖縄セルラー)
CDMA2000 (IS-2000)	1.25	3G	米国・韓国・香港 イスラエル・ベネズエラ 日本：au(KDDI／沖縄セルラー)
W-CDMA	5	3G	欧州・日本：NTTドコモ、ソフトバ ンクモバイル、イー・モバイルサービ ス中。第3世代への世代交代が進 むなか、新たなデジュールスタン ダードになりつつある。

様々なパテントプールの事例研究 17

◆ 解 説

CDMAとは、「符号分割多重接続」の略である。携帯電話などの無線通信に使われる方式の一つで、複数の発信者の音声信号にそれぞれ異なる符号を乗算し、すべての音声信号を合成して一つの周波数を使って送る。受け手は自分と会話している相手の符号を合成信号に乗算することにより、相手の音声信号のみを取り出すことができる。

cdmaOneは、米国クアルコム社が開発したCDMA方式の第2世代携帯電話(もしくは第2.5世代携帯電話)の方式で、正式名称はIS-95と呼ばれる。PDCやGSMと比べより新しい方式であるため、その間の技術進歩により、音質が良く高速なデータ通信ができる。このことから、いわゆる2.5世代とも言われている。日本国内では、IDOとDDIセルラーグループ各社(現・au(KDDI／沖縄セルラー電話))が導入し、現在はほぼCDMA 1X(当初はCDMA2000 1x)に取って代わられた。海外では、アメリカ合衆国、韓国、香港のほか、カナダ、メキシコ、イスラエルとベネズエラで普及している。

CDMA2000は、Wideband cdmaOneとも呼ばれるFDD-CDMA技術を応用した第3世代携帯電話の通信方式の一つである。ITUのIMT-2000規格では、IMT-MC(Multi Carrier)と呼ばれる。米国クアルコムが開発し、主に、日本・米国・韓国・中国・香港などで採用されている。

W-CDMA (Wideband Code Division Multiple Access) は第3世代携帯電話の無線アクセス方式の一つである。IMT-2000ではIMT-DS(Direct Spread)、欧州ではUTRA-FDD(UMTS Terrestrial Radio Access - FDD)と称される。NTTドコモとノキアやエリクソンなどの欧州の携帯電話機器メーカーによる共同開発であり、日本・スペイン・シンガポール・韓国・香港・台湾・イギリス・フランス・イタリア・ポルトガル・アメリカなどで採用される。なお日本国外ではW-CDMAという名前はあまり使われずUMTS(Universal Mobile Telecommunications System)や3Gと呼ばれる。

3 独占禁止法違反の事例

3.1 CDディスクの事例

■ CD ディスクケース【IP/03/1152（2003年8月7日）】

- 複数のCD ディスク仕様について、ソニーとフィリップスとの間で行われた共同ライセンスに係る合意について81条と82条に違反するとの申立が行われ、委員会の要求に従って合意等が変更された後、その合意について審査が行われた。

【欧州共同体設立条約(the Treaty establishing the European Community)】

＊ 通常「EC条約(the EC Treaty)」と略称される。1958年発効。

第81条……競争制限的協定・協調的行為の規制

第82条……市場支配的地位の濫用行為の規制

様々なパテントプールの事例研究 19

◆ 解 説

複数のCD ディスク仕様について、ソニーとフィリップスとの間で行われた共同ライセンスに係る合意について、81条と82条に違反するとの申立が行われ、委員会の要求に従って合意等が変更された後、その合意について審査が行われた事例である。欧州委員会は、第一に必須特許だけをプールすることを要求し、そのとおり合意内容が変更された。検討対象となった契約では、各社はそれぞれ独自にライセンスすることができることが明記されていた。ライセンシーには、どの仕様を採用するかについてオプションが与えられ、それぞれの仕様について必須特許がリストアップされることとされた。必須性については、独立の専門家により審査が行われており、必須でないこととされればリストから除外されること、ライセンシーは継続してその特許を実施できるが、契約はこれに合わせて調整されることとなっていた。出願中の特許が存在したが、これが成立しても、料率、ライセンス期間、グラントバック義務への影響はないこととされていた。ライセンシーは、それぞれが選択した仕様に対して必須である特許のみについて、当事者と当該仕様を採用する他のライセンシーにグラントバックを行う義務が課されていた。ロイヤリティ支払義務は、ライセンスの地理的範囲と期間に対応する形で明らかにされた。ライセンスプログラムや必須特許の詳細が、ウェブサイト上で公表されることとなった。委員会は、本合意が認識可能な程度に81条1項上の競争制限効果を持つことは無いと判断して、コンフォート・レターを出した。

◆ 参考資料

- 1) 競争政策研究センター，技術標準と競争政策 - コンソーシアム型技術標準に焦点を当てて-，2005年10月。

3.2 メクロプラミド製剤の事例

■ メクロプラミド製剤パテント・プール

(公取委警告 昭和57年4月23日)

- 本件におけるパテント・プールは、特許権者(セシフ社)から独占的に実施権を許諾された製薬会社(藤沢薬品)が、製薬会社ら3社に対して、製造・販売の中止を求めたことに端を発して形成されたもの

様々なパテントプールの事例研究 20

◆ 解 説

本件におけるパテントプールは、特許権者(セシフ社)から独占的に実施権を許諾された製薬会社(藤沢薬品)が、製薬会社ら3社に対して、製造・販売の中止を求めたことに端を発して形成されたものである。次の事項を主たる内容とする合意が行われた。

- 1) 製薬会社ら(3社)が各々の開発した製造方法をもって同製剤を製造・販売することに対して、藤沢薬品が特許に基づく異議を唱えないこと。
- 2) 3社が藤沢薬品に対して製剤の正味販売高の7%に相当する額の「尊重料」を支払うこと。
- 3) 3社は独占の実施権者及び特許権者の特許に関して異議を唱えないこと。
- 4) 特許出願の一切を藤沢薬品又はセシフ社との共有にすること。
- 5) 特許訴訟審判等に協力すること。
- 6) 第三者へのライセンスを行わないこと。

この合意に基づいて、実際に、商品の価格・数量が決定された。また、藤沢薬品ないしセシフ社の特許に基づく警告や提訴が3社の協力の下で新規参入者に対して行われ、製造・販売を中止した者があった。

契約が既に終了し、あるいは終了が間近になってから、これら事実が明らかとなり、公正取引委員会による警告が行われた。医薬品業界では、大型新薬が発売されると他者が同種医薬品を開発して対抗する動きがあったとのことであり、公正取引委員会の担当官は、本件合意がかかる状況下での休戦協定であった可能性を指摘している。

◆ 参考資料

- 1) 競争政策研究センター、技術標準と競争政策 - コンソーシアム型技術標準に焦点を当てて -、2005年10月。

3.3 ぱちんこ機の事例

■ ぱちんこ機パテント・プール

(公取委勧告審決 平成9年8月6日 審決集44巻238頁)

- ぱちんこ機を製造するX社ら10社及びY連盟がぱちんこ機製造に関する特許権等を所有し、X社ら10社がこれらの権利の管理をY連盟に委託して、Y連盟はこれらの特許の管理運営業務を行っていた。
- しかし、Y連盟は、昭和58年頃から、既存業者である組合員の利益を確保して新規参入を抑制するため、新規参入業者には特許権等の実施許諾を拒絶すること、既存業者についても(買収などにより)営業状態を著しく変更した場合は契約を解除・更新拒絶するなどの行為を繰り返し行ってきた。

様々なパテントプールの事例研究 21

◆ 解説

(1) 事案の概要

ぱちんこ機を製造するX社ら10社及びY連盟が、ぱちんこ機製造に関する特許権等を所有し、そのライセンスなしにはぱちんこ機を製造することが困難な状況にあったので、X社ら10社がこれらの権利の管理をY連盟に委託して、Y連盟はこれらの特許の管理運営業務を行っていた。国内のぱちんこ機製造業者のほとんどすべてである組合員19社は、Y連盟が所有又は管理運営する特許権等の実施許諾を受けてぱちんこ機を製造していた。

Y連盟は、昭和58年頃から、既存業者である組合員の利益を確保して新規参入を抑制するため、新規参入業者には上記特許権等の実施許諾を拒絶すること、既存業者についても(買収などにより)営業状態を著しく変更した場合は契約を解除・更新拒絶するなどの行為を繰り返し行ってきた。

公正取引委員会は、X社ら及びY連盟に対して、勧告を行ったところ、X社ら及びY連盟はこれを応諾したので、同趣旨の勧告審決をしたものである。

(2) 審決内容

「X社ら及びY連盟の行為は…我が国におけるぱちんこ機の製造分野における競争を実質的に制限しているものであって、これは特許法…又は実用新案法…による権利の行使とは認められないものであり、独占禁止法第2条第5項に規定する私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。」

(3) まとめ

パテントプールは独占禁止法に直ちに抵触するものではないとしても、パテントプールを利用して新規参入を抑制し既存業者の利益を図ることは、「特許法…による権利の行使と認められる行為」(独占禁止法21条)とは認められず、独占禁止法に抵触する可能性があるものと考えられる。

◆ 参考資料

- 1) 競争政策研究センター、技術標準と競争政策 - コンソーシアム型技術標準に焦点を当てて -、2005 年 10 月。

演習問題 A …… 第5章 様々なパテントプールの事例研究

- 1 MPEG-2パテントプールを成功させた要因を述べなさい。
- 2 パテントプールとパテント・プラットフォームの違いを説明しなさい。

様々なパテントプールの事例研究 22

◆ 解 説

1. スライドp.10を参照。成功の要因としては次の5つが考えられる。
 - 1) 「藪」によってデジタル技術が開花しないことに対する危機感が関係者の間で共有されたこと。
 - 2) 必須特許の判定に大きな信頼が寄せられたこと。
 - 3) 競争法のクリアランスが欧米日で得られたこと。
 - 4) 特許権者が同時に株主であり、大口のライセンシーであったこと。
 - 5) 特許料の配分は特許件数をベースに実施されたこと。
2. 規格ごとのプラットフォーム会社はプールと多くの点で類似しているが、ある特定の技術に関連する必須特許を単一のライセンスに集約することはせず、各特許は個別にライセンスされる点でパテントプールとは異なる。

演習問題 B …… 第5章 様々なパテントプールの事例研究

ロイヤリティ分配方式には、次のようなものがある。

- i) 一般には各自が保有する特許の件数に応じて分配される。
- ii) 一つの特許出願の中に複数の必須発明を含む場合がある。しかし、その場合でも特許権の数は一件とカウントされる。
- iii) 特許プールでは一般に国際的分業と製品の流通を阻害しないように、特許権について国際承認の考え方を取り、中国での製造と日本での販売のそれぞれにロイヤリティを課すことはしない。
- iv) ロイヤリティは、製造地と販売地に均等に配分する。そして、中国国内で特許権を持つ者、日本国内で特許権を持つ者の間で、特許件数に比例して配分する。

以上における問題点と、その解決策を考えなさい。

様々なパテントプールの事例研究 23

◆ 解説

<問題点>

- ① 製造地が複数ある場合における製造地間におけるロイヤリティ分配の方式や、販売地が複数ある場合における販売地間でのロイヤリティ分配方式が定まっていない。
- ② 技術標準で規定されている複数個の機能をカバーする必須特許と、1個の機能だけをカバーする必須特許を同じ重みで取り扱っている。その結果、広い権利範囲を取得した特許権者ほどパテントプールでのロイヤリティ分配方式に不満を抱きやすい。
- ③ 技術標準を実装する製品の категорияが複数個ある場合における、カテゴリーごとのロイヤリティ分配になっていないので、大きな販売高をもたらす製品カテゴリーについての必須特許の特許権者がロイヤリティ分配方式に不満を持つ。

<解決策>

- ① 製造地ごとの生産高、販売地ごとの販売高に比例させてロイヤリティを分配する。
- ② 着目している必須特許Aの権利範囲に入る他の必須特許B1, B2などがあれば、ロイヤリティ分配における必須特許Aの重みは、最初の必須特許Aの重みに必須特許B1, B2の重み合計を加算したものとする。必須特許の重みを合計したもので、各必須特許の重みを割り算して、その必須特許についてのロイヤリティの配分の基本的な割合を算出できる。
- ③ 製品の生産高や販売高、必須特許の重みを完全に製品のカテゴリーごとに区分して計算できるのであれば、製品カテゴリーごとのロイヤリティ分配を行なう。

参考資料 …… 第5章 様々なパテントプールの事例研究

◆ 文 献

- 1) 競争政策研究センター, 技術標準と競争政策 - コンソーシアム型技術標準に焦点を当てて-, [競争政策研究センター共同研究(研究代表者長岡貞男)], 2005年10月.
- 2) 関西学院大学産業研究所, パテントプールと競争政策 - 実態の展望と課題 -, 2008年3月.

◆ インターネット

- 3) 公正取引委員会 <http://www.jftc.go.jp/profile/emblem.html>